

第 18 号

令和 8 年度県営林道事業の経費に対する村負担金について

令和 8 年度において熊本県が施行する県営林道事業について、当該事業に要する経費のうち村が負担すべき金額を次のとおり定めることとする。

令和 8 年 8 月 27 日提出

熊本県知事 木 村 敬

| 事業名    | 負担すべき金額                |
|--------|------------------------|
| 県営林道事業 | 工事費の 100 分の 10 に相当する金額 |

( 提案理由 )

令和 8 年度において熊本県が施行する県営林道事業に要する経費の一部を村に負担させるため、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法 ( 令和 3 年法律第 19 号 ) 第 16 条第 5 項の規定により議会の議決を経る必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。